

解説 マイナンバー

④

平成28年1月以降、税と社会保険関係の書類に順次個人番号を記載して行政機関などに提出する必要がある。民間企業は平成27年中に何をしておくべきだろうか。

従業員分は年末調整で

平成27年10月の番号通知以降、個人番号を収集することが可能になる。従って、企業は、9月末までに個人番号を受け入れる準備を行う必要がある。

例えば、誰から、いつ、どのように個人番号を収集するのか、また

番号収集の準備を

28年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を従業員が会社提出することになる。同申告書には、従業員および扶養親族などの個人番号が記載されているから、これをもって個人番号を収集する必要がある。同申告書には、従業員および扶養親族などの個人番号が記載されているから、これをもって個人番号を収集する必要がある。同申告書には、従業員および扶養親族などの個人番号が記載されているから、これをもって個人番号を収集する必要がある。

取引先(講演を依頼する専門家や不動産のオーナーなど)については、担当者が訪問して対面で提供を受ける扱いを第三者に委託することは可能である。特定個人情報情報の取扱いを第三者に委託する場合は、この委託を

同申告書の提出をもって個人番号の収集をすることには大きなメリットがある。従って、「扶養控除等(異動)申告書」によって個人番号を収集する際に、その個人番号を社会保険の届出事務などとして、個人番号を収集する必要が

多くの企業にとっ

て、取り扱う量が多い個人番号は、従業員およびその扶養親族などの個人番号となる。この個人番号はどのよう

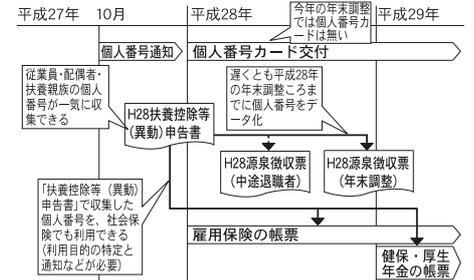
に収集することになるだろうか。

平成27年11月ごろから翌年1月にかけての本人確認は不要である。この点においても、

ことが簡便かつ確実に務などでも利用するために、利用目的の通知などをしておく必要がある。

「扶養控除等(異動)申告書」の提出を受ける際には、従業員本人の本人確認が必要となるが、扶養親族などの本人確認は不要である。この点においても、

取引先や株主は個別に対応



ようにするとしての義務を果たすことが考えられていることになるのである。

そうすれば、自らが収集についても同様のことが言える。会計事務所や社会保険労務士

報を保管するための安全管理措置は必要なく、本人確認書類(通知カードと運転免許証など)の画像ファイルをアップロードさせて電子的に収集することが

①特定個人

会保険労務士事務所などに特定個人情報の取り扱いを全面的に委託する業者・サービスを定

に準拠した契約を締結(牛島総合法律事務所 弁護士・影島広泰)